

原告第3準備書面

令和6年(ワ)第27000号 損害賠償請求事件

原告 松竹伸幸

被告 市田忠義

原告第3準備書面

2025年4月9日

東京地方裁判所民事第34部合議甲A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 佃 克彦

同 平 裕介

同 伊藤 建

同 堀田 有 大

一 はじめに

前回期日に裁判所から、本件の被告の発言につき、「意見・論評であると考えている」旨の心証の開示があり、原告に対して、被告の抗弁につき反論をするか、という趣旨の働きかけがあった。

これは要するに、本件発言（訴状3頁）につき、「党内をかく乱する」ものであるとの被告の論評だという被告の主張（準備書面（1）3頁・6頁）を裁判所が採用し、この旨認定することを裁判所が宣明しているにほかならない。

しかしかかる認定は明らかに誤っている。

原告は、裁判所の上記の宣明に少なからず驚き、本件の演説を改めて聴き返したが、裁判所の上記認定が誤っていることを改めて確信した次第である。

以下詳述する。

二 本論

- 1 本件の演説（訴状2～3頁）の内容は、いうまでもなく、一般の聴衆の普通の注意と聴取の仕方を基準として判断される。
- 2 そして演説の場合、一般の聴衆はその場でその演説を聴くだけであり、録音をして聴き直すということは通常しないのであって、話された内容を話された順番通りに把握していくものである。

3 本件で被告は

「その文春と相談して、党内をかく乱するためには値段も安くしましょう。記者会見で公然と語っています。」

と言っているのであり、この「党内をかく乱するためには」という発言は、どこからどう聴いても、原告がこう発言した、ということを言っているに他ならない。

被告は、これを「『党内をかく乱する』ものである」との被告の論評だと言うが（準備書面（1）3頁・6頁）、本件発言は、「党内をかく乱するためには」というものである以上、これを「『党内をかく乱する』ものである」との被告の論評だと受け止めることのできる余地はない。

さらに言うと、甲4の1を聴けば明らかであるが、被告は、「その文春と相談して」との発言部分と「党内をかく乱するためには値段も安くしましょう」との発言部分との間に1拍置いている。被告のかかる話し方は、原告の発言を直接話法の形式で「党内をかく乱するためには値段も安くしましょう」と語っているように一般の聴衆には受け止められる。

よって、「党内をかく乱するためには」という発言部分は、原告の発言だとしか聴きようがない。

2で述べた通り、一般の聴衆は、話された内容を話された順番通りに把握し

ていくのであり、上記の「党内をかく乱するためには」という発言部分が、被告による論評であるなどと一般聴衆が聴き取る余地は皆無である。

4 しかも被告は、上記発言部分に続けて

「格安の千円にしたのは、党员というのは貧乏人が多いと、そういう人を買ってもらうためには、印税少なくしてでも千円にしようと、こういうことまで相談しました。」

と被告の発言を紹介した後、

「インタビューをやって、好き勝手にしゃべりまくって、日本共産党を攻撃した。」

と言っている。

これは、これまでの発言部分が原告の発言だということを前提にして、原告が「好き勝手にしゃべりまくつ」と言っているに他ならず、よって、かような被告の畳みかけ方に照らしても、「党内をかく乱するためには値段も安くしましょう」との発言部分は、原告の発言であるとしか聴き取りようがないのである。

5 なお原告は上記3で、

“一般の聴衆は話された内容を話された順番通りに把握していくから、『党内をかく乱するためには』という発言部分は被告の論評だと聴き取る余地はない”

旨述べたが、本件を録音して聴き返したとしても、本件発言は「党内をかく乱するためには」と言っている以上、これを被告の論評であると受け止める余地はないと言わざるを得ない。

即ち、「党内をかく乱するためには」との発言部分は、被告のしゃべり方に照らしても、被告の話した内容・文言に照らしても、原告の発言だとしか聴き取りようがないのであり、これを被告の論評だと受け止める余地は皆無なのである。

- 6 これを被告の論評であるとする裁判所の判断は常識からかけ離れていると言わざるを得ない。
- 7 かかる次第であり、被告の抗弁は、ありもしない被告の論評について提示されているものであって主張自体失当なのであるが、仮に被告の主張を前提としたとしても抗弁の成立について原告は争う。

以 上